

令和2年第2回臨時会

# 新十津川町議会臨時会会議録

令和2年5月7日 開会

令和2年5月7日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和2年第2回新十津川町議会臨時会

令和2年5月7日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第25号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（11名）

1番	井向	一徳	君	2番	村井	利行	君
3番	進藤	久美子	君	4番	鈴井	康裕	君
5番	小玉	博崇	君	6番	杉本	初美	君
7番	西内	陽美	君	8番	長谷川	秀樹	君
9番	長名	實	君	10番	安中	経人	君
11番	笹木	正文	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田	義信	君
副町長	小林	透	君
教育長	久保田	純史	君
会計管理者	内田	充	君
代表監査委員	岩井	良道	君
監査委員	奥芝	理郎	君
総務課長	寺田	佳正	君
住民課長	平田	智子	君
保健福祉課長	長島	史和	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	小松	敬典	君
教育委員会事務局長	後木	満男	君
建設課長	谷口	秀樹	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中畑	晃	君
--------	----	---	---

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 令和2年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。  
ただ今、出席している議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、井向一徳君。  
2番、村井利行君。両名を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
- 

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第3、議案第22号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第22号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例等の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

3ページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書。新十津川町税条例等の一部改正について、別紙のとおり専決処分をする。

専決年月日は、令和2年3月31日。

理由でございます。地方税法等の一部が改正されたことに伴い、新十津川町税条例等の一部を緊急に改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をするものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） 改めまして、おはようございます。ただ今上程いただきました議案第22号、専決処分の承認を求めることについて。

令和2年3月31日に専決処分いたしました専決第2号、新十津川町税条例等の一部改正についての内容について、ご説明申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことにより、新十津川町税条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

この改正は2条の構成となっており、はじめに第1条関係の新十津川町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、1ページから2ページの第36条の3の2及び第36条の3の3につきましては、個人の町民税に係る扶養親族等申告書の定めで、ひとり親の婚姻歴の有無や性別による不公平を解消するため、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われ、見出し中の申告書名を扶養親族申告書と改めるとともに、給与所得者及び公的年金等受給者が、扶養親族申告書に記載する事項のうち、各条の第1項第3号に規定する単身児童扶養者の記載事項を削除し、第4号を第3号に繰り上げるものでございます。

次に、2ページ中段の第48条につきましては、法人の町民税の申告納付の定めで、第2項は法改正に伴う引用条項の整理でございます。

次に、3ページに移りまして第54条につきましては、固定資産税の納税義務者等の定めで、第2項では文言の整理を、第4項では震災等の事由により固定資産の使用者を所有者とみなして課税する場合に、あらかじめその旨を使用者に通知しなければならないとする規定を追加し、第5項として戸籍などの調査を尽くしても、なお所有者の存在が不明な固定資産については、あらかじめ通知をした上で、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができるとする規定を新設するものでございます。これにより第5項以降を1項ずつ順次繰り下げるとともに、引用条項及び文言の整理を行ってございます。

次に、6ページ中段の第61条及び7ページに移りまして第61条の2につきましては、固定資産税の課税標準の定めで、法改正に伴う引用条項の整理でございます。

次に、第74条の2の次に第74条の3として、登記簿等に所有者として登記又は登録され

ている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を所有している者に、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、現所有者の住所、氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることを可能とするための規定を新設するものでございます。

次に、8ページに移りまして第75条につきましては、固定資産に係る不申告に関する過料の定めで、文言の整理を行ってございます。

次に、第96条につきましては、たばこ税の課税免除の定めで、第2項として輸出免除制度の適用に当たり、課税免除事由に該当することを証する書類の提出を不要とし、手続きを簡素化する規定を新設し、第2項を繰り下げ第3項に改めるとともに、同項を販売に適しないと認められ廃棄される製造たばこ等に係る課税免除を適用する場合に関する規定に改めてございます。

この改正に伴い次の第98条を、第54条の改正に伴い9ページの第131条において、引用条項の整理を行ってございます。

次に、10ページに移りまして附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する特例措置の適用期限を3年間延長し、令和6年度までとするものでございます。

次に、附則第10条につきましては、文言の整理を、附則第10条の2につきましては、固定資産税における課税標準の特例の割合の定めで、特例の適用期限が終了する第2号、第7号、第16号の規定を削除し、新たに第10号では特定水力発電設備に係る割合を4分の3と定め、第18号では浸水被害軽減地区に係る割合を3分の2とする規定を追加するとともに、法附則改正に伴う引用条項の整理と号の削除等により号名の整理を行ってございます。

次に、12ページ中段から16ページまでの附則第12条から附則第15条につきましては、文言の整理を行ってございます。

次に、16ページの附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の定めで、適用期限を3年間延長し令和5年度までとするものでございます。

次に、17ページの第2条関係の新十津川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

第2条のうち町税条例第24条第1項第2号、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削除するもので、この改正に関連する規定の施行期日を定めた附則第1条第3号及び第4条の経過措置についても同様に削除するものでございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の7ページの附則第1条で施行日を令和2年4月1日と定めてございます。また、附則第2条では町民税に関して、附則第3条では固定資産税に関して、改正条例の適用における経過措置を定めてございます。

以上をもちまして、専決第2号、新十津川町税条例等の一部改正についてのご説明とさせていただきます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第22号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 16ページの優良住宅地のことについてお伺いしますが、この優良住宅地というの、これは造成これからのことなのか、今までできている所も指すのか、その辺どういふのが優良という言葉が該当するのか教えてください。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（平田智子君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

優良住宅地につきましては、今現在は該当になる所はございませんで、これから宅地造成等を行った場合に該当する可能性が出てくる所というふうに考えていただいて、今現在は、まだそういう宅地造成の予定というのは、私の方では確認してございませんが、一応、そういうことでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） では、これからの話になるのですが、どういう形が優良となるのか、おおよそ概略的に教えてください。

○議長（笹木正文君） はい、住民課長。

○住民課長（平田智子君） 大変申し訳ございません。細かい内容について、今資料を持ち合わせておりませんので、資料が準備でき次第、回答させていただきますので、申し訳ございません。

○議長（笹木正文君） ということで、お願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） ほかに質疑はなしということで、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

事務局長より、ちょっと説明をいたします。

○議会事務局長（中畑晃君） それでは、9番議員さんの質問に関してでございますけども、今回の条例の改正案につきましては、令和2年度までとしていたものを令和5年度までに変えるということが改正の主たる目的でございますので、優良住宅地の造成に関しての優良住宅地の定義は何ぞやということに関しては、ここ今改める部分ではございませんので、後ほどその内容について課長の方から説明させるということでご理解いただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（笹木正文君） 今事務局長の方から説明ございましたので、ここは議決をいたしたいと思います。

改めまして、本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第23号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第23号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

11ページをお開き願います。

専決第3号、専決処分書。新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をする。

専決年月日、令和2年4月28日。

理由でございます。北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部を緊急に改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をするものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第23号、専決処分の承認を求めます。

令和2年4月28日に専決処分いたしました専決第3号、新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての内容について、ご説明申し上げます。

今回の専決処分は、北海道後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金が新設され、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する

条例の一部改正が令和2年4月10日に専決処分されたことに伴い、新十津川町後期高齢者医療に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案書13ページと併せて新旧対照表19ページによりご説明させていただきますので、ご覧願います。

改正は、第2条の町が担う事務の定めのうち第8号を繰り下げ第9号と改め、第8号として、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加するものでございます。

この傷病手当金は新たに創設されたもので、後期高齢者医療の被保険者のうち、給与等の支給を受けている者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は感染が疑われる場合において、連続3日間を含み4日以上仕事に就くことができず、給与等の全部又は一部を受けることができない場合、4日目以降仕事に就けなかった日に対して傷病手当金を支給する制度でございます。

支給額といたしましては、直近3か月の給与収入合計額を就労日数で除した額の3分の2を日額とし、仕事に就けなかった日数を乗じて支給額を算出いたします。ただし、日額は3万887円を上限とするものでございます。

次に、附則で施行日を公布の日からと定めてございます。ただし、支給対象期間は令和2年1月1日まで遡及し令和2年9月30日までの間に適用するものでございます。

なお、申請手続きにつきましては、町広報紙等に掲載し周知を行うことといたしております。

以上をもちまして、専決第3号、新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてのご説明とさせていただきます。何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第23号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第24号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第24号、ページ15ページになります。専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第2号について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

17ページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書。令和2年度新十津川町一般会計補正予算第2号について、別紙のとおり専決処分をする。

専決年月日、令和2年5月1日でございます。

理由、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金事業を実施するため、令和2年度新十津川町一般会計予算を緊急に補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をするものでございます。

19ページになります。

令和2年度新十津川町一般会計補正予算第2号。

令和2年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,592万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億2,855万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

内容を付け加えさせていただきます。26ページ、27ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書でございます。補正のある款項のみ説明をさせていただきます。

まず、歳入。

15款、国庫支出金。6億6,592万5千円の補正で、計11億6,614万7千円でございます。

歳入合計、補正額6億6,592万5千円、計94億2,855万5千円です。

歳出。

3款、民生費。6億6,592万5千円。計16億646万9千円。補正予算額の財源内訳、特定財源、国道支出金で6億6,592万5千円です。

歳出合計、補正額6億6,592万5千円。計94億2,855万5千円。すべて特定財源、国道支出金でございます。

歳出の説明を加えさせていただきます。30ページ、31ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、4目定額給付金推進費。既定額ゼロ。補正額6億6,592万5千円、計6億6,592万5千円。補正額の財源内訳、特定財源ですべて国庫支出金6億6,592万5千円でございます。内訳を申し上げます。特別定額給付金給付事業費補助金6億5,500万円は、一人あたり10万円の給付をする金額でございます。もう一つの特別定額給付金給付事務費補助金1,092万5千円は、一人当たりの給付に対する事務費に係る経費でございます。

歳出の内訳でございます。1、特別定額給付金支給事業6億6,592万5千円。今ほど歳入で説明をいたしました一人あたり10万円の給付費と必要な事務費に係る経費でございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第24号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 申請書の記入への配慮と言いますか、支援ということについてお伺いしたいと思いますが、住民の中にはご高齢等の理由によって、こういった書類を頂いてもなかなか理解しづらいとか、あるいは書き方、記入がうまくできないという方がいらっしゃると思いますが、そういった方々への配慮と言いますか、対応、支援とか何かお考えがありましたらお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

高齢者への配慮という部分でございます。今、随時申請書の方を郵送させていただきまして、添付書類等々の説明文も入れて送らせていただきますけれども、分からない方も中にはいらっしゃるかと思います。基本的には郵送で、会わないという形をとるのがベストなのではございますが、恐らく、ゆめりあの方に来られる方がいらっしゃるだろうと想定してございます。

ただ今多目的ホールは休館しておりますので、そちらの広い空間の中で受付できるような形で対応の方は考えております。

また、通帳等のコピーも取れない方も中にはいらっしゃるかと思います。そちらの方は、よくあります個別のプリンターと言いますか、スキャナーのあるプリンターを個別に用意しまして対応をするような形で、ビニールを張ることにはなるとは思いますが、職員が個別に対応することで今検討してございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 今の件に関連してなんですが、優しく親切にするようなお話なんですが、それに応じられない、返事がないというか、こちらでチェックして再度考えるのですか、そのまま連絡がないのはそのままにしておくのですか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

随時、郵送はいたしますけれども、返事がない方等々いらっしゃるかと思います。今回、郵券料も見させていただきましてけれども、勸奨用の部分での郵券代も見させていただいております。届がありません、どうでしょうかということは、第1回戦の皆さんの郵送がきたあとに、きていない方に対しては第2弾の部分での通知ということで、今回3,300通の郵送料を1回戦見させていただきまして、勸奨ということで1,300通分の郵券料を今回計上させていただいておりますので、随時、その方には対応するような形で進めておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

2番、村井利行君。

○2番（村井利行君） これは逆に、マイナポータルでの申請との絡みはどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

マイナポータル、マイナンバーカードでございますけれども、現在、本町での保有者は1,008人いらっしゃいます。それで、5月の1日から昨日まで本町でも受付を進めております。昨日現在ではございますけれども、10世帯の方が申込みされまして、そのうち10世帯で27の方がマイナポータルの方で申請を受けております。

お支払いの方につきましては、随時、郵送等々の部分も含めながら、速やかに配布の方を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第25号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第25号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第3号。

令和2年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億3,756万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第3号につきまして内容をご説明申し上げます。

40ページ、41ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括で歳入。

15款、国庫支出金。補正額900万8千円。これは、国が交付する新型コロナウイルス感染症対策地域創生臨時交付金46万2千円と、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る補助金854万6千円の合計額でございます。計11億7,515万5千円。

歳入合計、補正額900万8千円、計94億3,756万3千円。

次に、歳出でございます。

3款、民生費。補正額854万6千円。計16億1,501万5千円。財源内訳は特定財源、国庫支出金854万6千円。

10款、教育費。補正額46万2千円。計5億1,451万3千円。財源内訳は特定財源、国道支出金46万2千円。

歳出合計、補正額900万8千円。計94億3,756万3千円。財源内訳は特定財源、国道支出金900万8千円でございます。

続きまして、歳出の内容についてご説明を申し上げます。44ページ、45ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉費。補正額854万6千円、計3億1,388万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で854万6千円でございます。特定財源の内訳は、記載のとおりでございます。内容を申し上げます。事業番号12番、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業854万6千円。これは、新型コロナウイルスによる影響を受けている子育て世帯への生活を支援するため、15歳以下の子供一人につき1万円を支給するもので、児童手当受給世帯およそ350世帯及び公務員の世帯およそ100世帯の合計450世帯、子ども770人分を支給する事業でございます。内訳で支給額770万円と児童手当システム改修費など事務費84万6千円を補正計上するものでございます。

なお、支給時期につきましては、児童手当受給世帯は6月中に、公務員世帯は、それぞれの事業所などからの申請に応じて支給をすることとなります。

次に、46ページ、47ページをお開き願います。

10款5項3目学校給食運営費。補正額46万2千円、計1億1,221万2千円。財源内訳、特定財源、国道支出金46万2千円でございます。内容を申し上げます。事業番号4番、児童生徒牛乳配布事業46万2千円。これは、新型コロナウイルスによる臨時休校の長期化により、学校給食における牛乳の摂取ができないことから、小学校、中学校の児童生徒に対し、牛乳券を配布し、児童生徒の健やかな成長を促すための事業でございます。児童生徒一人あたり学校給食で支給される牛乳およそ1か月分の4リットル分を1リットルパック4本分の牛乳券として配布するものでございます。牛乳券の利用につきましては、町内で牛乳を店頭販売している5店舗で交換をすることとなります。また、牛乳アレルギーの児童生徒に対しましては、牛乳に変わる飲み物を交換できる券を配布することといたします。飲み物券につきましては、1店舗で交換となります。

なお、この事業の財源につきましては、国から交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

以上、一般会計補正予算第3号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第25号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（笹木正文君） ここで先ほどの、住民課の方から説明をお願いします。

住民課長。

○住民課長（平田智子君） 先ほどの9番議員のご質問にお答えします。資料がなくて大変申し訳ございませんでした。

優良住宅地につきましては、主になりますけれど、事業者が1,000平方メートル未満の宅地を造成して、それで優良住宅認定を市町村に行なった土地ということになってございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） それでは、以上で本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和2年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時44分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員